

感染性胃腸炎が起こったら

高齢者施設用

感染性胃腸炎とは、ウイルスや菌などの病原体が体の中に入ること、おう吐や下痢等の消化器症状を引き起こす感染症です。

高齢者は免疫力が低下し、感染しやすい状態にあります。また、施設内では集団で生活することが多く、容易に感染症が拡大する可能性があります。

施設内で感染性胃腸炎と疑われる症状の人が複数みられた時、以下に沿って対応しましょう。

発生状況の確認

- 有症者の発症状況(発症日、症状、受診の有無、治療内容、基礎疾患等) フロアや部屋ごと等、有症者に偏りが無いかを確認する。
- 重症者の有無(死亡例、入院例など)
- 施設内での下痢・おう吐の有無、場所
- 職員や調理従事者の健康状態

関係機関への報告

施設所管課

- 第一報として横浜市電子申請・届出サービスを用いて以下、所管課へ「事故報告書」を提出する。
 - ▶提出先 *居宅・密着サービス →健康福祉局 介護事業指導課
 - *施設系サービス →健康福祉局 高齢施設課

【参考】 横浜市ウェブページ「介護保険事業者からの事故報告について」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/unei/jiko.html>

各区福祉保健センター

- 感染症の集団発生が疑われる場合は、区福祉保健センター健康づくり係へ速やかに報告する。
- 報告の際は、「施設の概要(所在地、利用者数、職員数等)」、「発生状況」、「窓口となる担当者」等を伝える。

関係機関への報告の目安

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- 【出典】社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(平成17年2月22日)

▶連絡先

磯子福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係
TEL: 750-2445 FAX: 750-2547

- 発生状況や感染防止策について利用者の家族へお知らせしましょう。

感染対策

□ おう吐物やふん便の処理

横浜市ウェブページ「[感染性胃腸炎\(ノロウイルスなど\)について](#)」に記載されている汚物(おう吐物、ふん便)の処理のポイントを参考に、適切な処理を行う。
おう吐物等に汚染された食器等は事前に消毒を行ってから調理室内に戻す。

□ 手洗いの徹底

利用者や職員に用便後や食事前の手洗いを促す。

□ 環境の清掃と消毒

清掃や消毒の実施頻度や範囲を見直し、強化を行う。

□ 多くの人が集まる機会の見直し

イベントや面会など、感染拡大している時は、開催について検討する。

□ 職員間の感染対策

調理従事者と、利用者及び職員とのトイレや休憩室などの動線を分ける。

普段からの備え

おう吐物処理物品の準備

おう吐があった時にすぐ対応できるよう、おう吐物の処理に必要な物品を1セットにして準備しておく。

普段の状況

胃腸炎の流行にすぐ気が付けるよう、普段の体調不良者数や症状について把握しておく。

こまめな手洗い

日頃から正しい手洗いを徹底する。
1つの介助やケア、処置の後には必ず手を洗う。

職員の体調管理

職員自身の健康管理に気を付け、感染症の症状が現れたら、出勤を控えることが望ましい。

面会者の体調確認

面会者が菌やウイルスを持ち込む可能性があるため、できる限り面会者の体調確認を行う。

※チラシに関するお問合せはこちら

磯子福祉保健センター 福祉保健課 健康づくり係まで